

大津市社会福祉審議会

児童福祉専門分科会

児童福祉の概要

令和6年4月25日(木)
大津市福祉部子ども未来局

目 次

1	市内保育所利用児童数推移	1
2	市内認定こども園の状況	1
3	地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育事業）	2
4	待機児童数の推移	2
5	市立・私立幼稚園の園児数	3
6	子育て総合支援センター事業	4
7	放課後児童健全育成事業	7
8	家庭児童相談事業	8
9	児童館	8
10	赤ちゃんの駅事業	8
11	児童手当	9
12	出産・子育て応援給付事業	9
13	母子・父子及び寡婦の福祉	10
14	母子生活支援施設	11

1 市内保育所利用児童数推移（各4月1日現在）

年度	公立		私立		計	
	定員	利用児童数	定員	利用児童数	定員	利用児童数
R1	1,610	1,372	4,671	4,780	6,281	6,152
R2	1,570	1,285	4,781	4,760	6,351	6,045
R3	1,521	1,193	4,626	4,515	6,147	5,708
R4	1,533	1,084	4,016	4,005	5,549	5,089
R5	1,520	1,024	3,866	3,840	5,386	4,864

※1 認定こども園の児童を除く。

2 市内認定こども園の状況（各4月1日現在）

年度	1号認定		2・3号認定	
	定員	利用児童数	定員	利用児童数
R1	642	559	1,721	1,784
R2	684	554	2,071	2,134
R3	709	606	2,467	2,478
R4	774	619	3,067	3,056
R5	780	632	3,177	3,198

※1 支給認定区分について

- ・ 1号認定：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前児童
- ・ 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童（保育を必要とする児童）
- ・ 3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童（保育を必要とする児童）

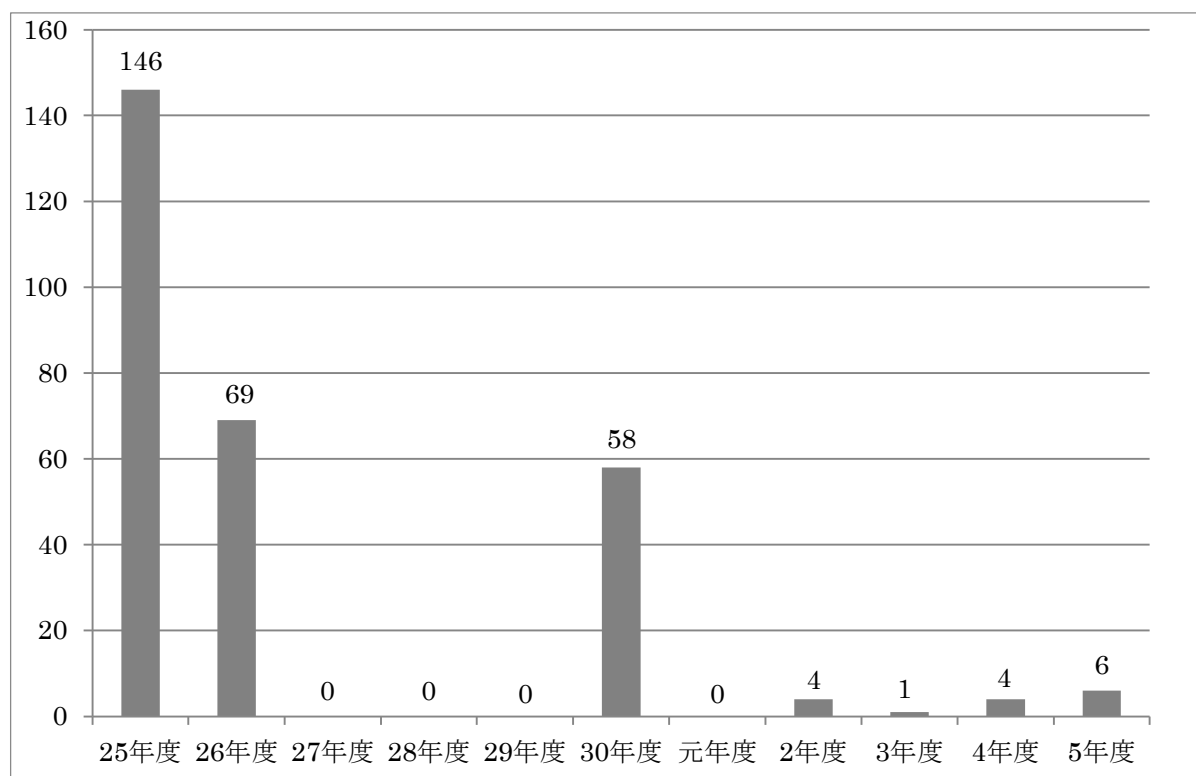
3 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育事業）

地域型保育事業は、保育を必要とする3歳未満の児童を保育することを目的とした定員19人以下の保育事業所で、定員5人以下の家庭的保育事業、定員6人から19人以下の小規模保育事業、児童の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4類型がある。

市内地域型保育施設の状況（令和5年4月1日現在）

区分	施設数	定員	利用児童数			
			0歳児	1歳児	2歳児	合計
家庭的保育室	12	60	5	17	32	54
小規模保育A型	16	251	18	106	93	217
小規模保育B型	7	118	8	46	52	106
小規模保育C型	1	8	0	5	2	7
合計	36	437	31	174	179	384

4 待機児童数の推移



〔参考 1〕

令和5年度の保育施設の年齢別児童数 （令和5年4月1日現在）

年齢 区分		0	1	2	3	4	5	計
保育所	公 立	13	81	131	255	255	289	1,024
	私 立	165	600	689	777	828	781	3,840
認 定 こ ど も 園		137	480	565	651	710	655	3,198
地域型保育施設		31	174	179	-	-	-	384
計		346	1,335	1,564	1,683	1,793	1,725	8,446

※1 認定こども園は、2・3号認定（保育部分）の利用児童数である。

〔参考 2〕

各年度の市内保育施設の利用状況

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
年度 当初	就学前人口	17,669	17,330	16,950	16,450	16,021
	入所申込者数	2,247	2,576	2,315	2,318	2,236
	公私立認可保育所の数(分園含む)	122	131	132	132	131
	入所定員の推移	8,424	8,824	9,065	9,069	9,000
	入所人員の推移	8,211	8,533	8,515	8,481	8,446
	4月1日の待機児童の推移	0	4	1	4	6
	4月1日の定員充足率	97.5%	96.7%	93.9%	93.5%	93.8%

※1 「入所申込者」、「入所定員」及び「入所人員」は認定こども園の「1号認定の就学前児童」及び「広域入所（管外受託）」を除き、地域型保育施設を含む。

5 市立・私立幼稚園の園児数

〔各5月1日現在〕

年度	市 立 幼 稚 園					私 立 幼 稚 園 ・ 国 立 幼 稚 園				
	園数	園児数				園数	園児数			
		3歳児	4歳児	5歳児	計		3歳児	4歳児	5歳児	計
R2	30	707	815	852	2,374	7	207	250	278	735
R3	29	615	727	839	2,181	7	143	158	180	481
R4	29	594	664	746	2,004	7	127	148	160	435
R5	29	538	620	700	1,858	6	113	140	150	403
R6	28	457	575	638	1,670	5	85	113	131	329

※ 令和6年度のみ4月1日現在の児童数である。

※ 令和6年度に比叡平幼稚園が比叡平認定こども園に移行したため、1園減

6 子育て総合支援センター事業

1.地域子育て 応援事業	*各エリアにおける自主サークルと関係機関の主体性の尊重及び地域の人材を活かす活動支援並びに連携 *各エリア担当の保育士を窓口に、事業内容の把握・調整と、保育士派遣による人材育成支援 (1) 自主サークル応援・・・・・・各エリアのサークル・団体同士の交流や運営の支援 (2) 子育てステーション・・・・・・公立保育園における園庭の開放とサロンや子育て講座開催、相談 (3) 子育てネットワーク・・・・・・各エリアの関係機関との連携、情報交換と情報共有、活動を支援するための学習、ネットワーク会議の定例開催 (4) 子育て支援事業委託団体連絡会・・・実施事業に関する情報交流、子育て支援情報や課題解決策の共有、いきいき子育てフォーラム実行委員会、ホットタイムズ編集委員会 (5) こどもフェスタ・・・・・・子育て家族のあいと学び、体験の場、春夏秋冬活かしたつどい (6) 育ち合い広場・・・・つどいの広場(7拠点)における「ゆめそだち」(1歳～1歳4か月親子対象)実施 (7) 中南部つどいの広場 『ほっぺ』・・・・中南部地域の子育て支援、拠点の運営
2.情報の収集と 発信事業	*大津市における子どもや子育て支援に係る情報の把握のもと、一括的な情報の発信 *具体的な子どもへの関わり、あそび、内容等についての発信 (1) 子育てハンドブック発行・・・・・・関係機関事業や子育て支援制度に関する市民目線編集の情報誌 (2) 『ゆめっこ通信』発行・・・・・・ゆめっこ事業の開催内容と場所等を毎月紹介する情報紙 (3) インターネット利用による情報発信・大津市HP、メール配信、子育てアプリ「とも☆育」、FB等 (4) おおつ子育てアプリ「とも☆育」・・・アプリによる子育て情報を一元化して配信 (5) 『ホットタイムズ』発行・・・・・・事業委託団体と編集する大津市地域子育てネットワーク通信
3.親子、家族の 交流・学習・ 体験事業	*子育て家族が体験を通して、ふれあい、学び、和み集う場・機会の提供 (1) つどいの広場・・・・・・いつでも、誰でもが安心、気軽に集える場の提供 (2) 子育てリフレッシュ講座・・・・・・保護者のリフレッシュを目的とした事業 (3) 地域であそぼう・・・・・・市内の公園の環境を活かした家族のふれあい体験の出張型講座 (4) 読み語り・おはなし劇場・・・・・・絵本の読み語りや紙芝居/人形劇/パネルシアター等の文化鑑賞 (5-1) あかちゃんとあそぼう・・・・・・4-6か月、7-10か月、11-15か月の親子が和み集う場 (5-2) あかちゃんとおでかけ・・・・・・2-5か月、全2回講座。親子の相談できる場や人づくり (6) 家族もぐもぐクッキング講座・・・・・・家族で料理体験ができる場、「乳幼児期の食」に関する情報提供 (7) 離乳食教室・・・・・・子どもの成長に合わせた調理方法を提供、試食による交流相談
4.子育て語り合い 相談事業	*日々の子育てについて語り合い、不安や悩みを解消すると共に、子どもの成長や子育ての楽しさを感じ取る取り組みの推進し、育児者の負担感軽減や孤立を予防する (1) 保健相談・プチ保健講座・・・・・・保健担当の視点から保健・衛生など保健相談や講座を開催 (2) 利用者支援事業 ・来所、メール、電話相談などを専門職員が対応 ・地域子育て拠点広場7か所への巡回相談を実施 (3) いきいき子育てフォーラム・・・・・・子育て中の保護者・関係機関・市民団体・サークル等、子育て支援に関する仲間の交流と学びの場 (4) おしゃべり場・・・・年齢、テーマに沿った、保護者同士の語り合い
5.大津っ子 子育て応援隊 養成事業	*子育て支援に係るボランティア、大津っ子子育て応援隊を養成し、ゆめっこでの主体的な活動を支援すると共に、各居住地域での活動の充実をめざす (1) 大津っ子子育て応援隊養成講座、活動支援・・・ ・市民公募による応援隊の養成及び、活動中の応援隊の子育て支援活動の充実を図る
6.発達支援 療育事業	*子育てに迷いをもち、子どもの育てにくさを感じている保護者や発達の支援を求めている子どもを対象に継続的に発達支援療育を実施 (1) 発達相談・・・・・・専門家による来所・電話・訪問による相談対応 (2) 育ち合い講座・・・・・・発達相談員・言語聴覚士による公開講座 (3-1) 発達支援療育広場・・・あそぼうりんごっこ・そうさんひろば・うさぎっこ(2歳児) (3-2) 発達支援療育広場・・・さんさん広場(ゆめっこ・小野児童館)(1歳児) (4) 発達支援療育・・・・・・ばるランド (5) 発達支援研修会・・・・・・子育て支援や発達支援を求める親子理解を深める研修
7.大津っ子 みんなで育て “愛” 全戸訪問事業	*生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立を防ぐためにその居宅において様々な不安や悩みを傾聴し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身状態や養育環境を把握し、支援が必要な家庭に対して適切な支援機関に繋げ、フォローアップする *地域で子どもの誕生を喜び合い、その安全や成長を見守り、共に育てあう関係を地域社会と結び合う最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る
8.その他の事業	(1) 避難訓練 (2) こあらっこ・・・・・・中すこやか相談所との共催事業 (3) 三世帯同居、近居支援「子育て座談会」 (4) 職員研修・講座 (5) 多胎児交流(協力)・・・双子、三つ子等多胎児を育てる家族の交流、つどいの場へ遊びを提供する

子育て支援施設の利用状況

子育て総合支援センター

(令和5年4月～令和6年3月)

月	ゆめっこ	にじっこ	ほっぺ	きらきらひろば	親と子の未来塾	ありんこ	てくてく
4	2,623	347	302	1,943	303	468	179
5	4,020	341	344	1,779	394	412	138
6	4,077	387	351	2,206	465	481	224
7	5,451	585	393	2,130	517	557	171
8	5,579	702	415	2,382	495	392	190
9	5,529	555	499	2,493	598	558	257
10	4,948	466	426	2,320	646	596	262
11	4,782	494	389	2,183	614	537	259
12	4,608	593	402	2,172	695	451	218
1	5,931	548	379	2,356	546	496	238
2	6,102	692	476	2,553	786	643	289
3	6,682	803	506	2,525	796	597	353
合計	60,332	6,513	4,882	27,042	6,855	6,188	2,778

【利用状況から】

- ・上表は、各福祉エリアの拠点ひろば年間利用者数を示す。子育て支援拠点施設を利用する親子が気軽に集える場として、子育て家族の出会いと学び、体験の場の提供を積み重ねてきている。
- ・平成24年度からにじっこ、きらきらひろばに指定管理者制度を導入し、より地域に根ざしたつどいの広場運営を推進している。
- ・中南部つどいのひろば「ほっぺ」を平成26年1月開設し、7福祉エリアすべてに拠点広場が開設し、より地域に根ざした子育て支援を強化して推進している。

大津っ子みんな育て“愛”全戸訪問
～2年間の訪問実績～

エリア	地区民児協	令和4年度			令和5年度		
		計（4～3月）			計（4～3月）		
		新生児（A）	全戸（B）	計（A+B）	新生児（A）	全戸（B）	計（A+B）
和邇	小 松	9	3	12	15	1	16
	木 戸	14	1	15	24	0	24
	和 邇	39	5	44	29	0	29
	小 野	14	1	15	17	1	18
堅田	葛 川	1	1	2	2	0	2
	伊 香 立	24	1	25	18	0	18
	真 野	29	3	32	38	0	38
	真 野 北	22	5	27	25	1	26
	堅 田	140	15	155	167	10	177
	仰 木	4	0	4	3	0	3
	仰木の里	51	6	57	45	2	47
比叡	雄 琴	52	8	60	66	3	69
	日 吉 台	9	1	10	4	1	5
	坂 本	68	23	91	94	8	102
	下 阪 本	83	28	111	119	4	123
	唐 崎	87	19	106	111	13	124
中	滋 賀	97	44	141	135	4	139
	山中比叡平	6	0	6	9	0	9
	藤 尾	20	7	27	19	4	23
	長 等	53	12	65	68	5	73
	逢 坂	51	15	66	49	7	56
	中 央	51	11	62	54	5	59
膳所	平 野	119	6	125	118	4	122
	膳 所	83	4	87	97	4	101
	富 士 見	61	2	63	64	0	64
	晴 嵐	95	9	104	113	4	117
南	石 山	52	3	55	74	4	78
	南 郷	51	2	53	45	2	47
	大 石	13	0	13	13	1	14
	田 上	35	6	41	37	2	39
瀬田	上 田 上	3	0	3	3	0	3
	青 山	36	6	42	37	6	43
	瀬 田	133	9	142	117	6	123
	瀬 田 南	68	4	72	73	7	80
	瀬 田 東	86	10	96	107	9	116
	瀬 田 北	204	20	224	184	16	200
小 計		1,963	290	2,253	2,193	134	2,327
訪問不可（留守・辞退・転居）		101		101	51		51
合 計		2354		2,354	2,378		2,378

令和5年度は、令和5年2月20日より、出産・子育て応援給付金がスタートしての訪問事業となる。そのため、新生児訪問を受ける家庭が増え、全戸訪問が減ってきている。全戸訪問が受けられなかった家庭については、子育て応援給付金申請の為に面談を保護者の申し出によりすこやか相談所や子育て総合支援センターで行った。訪問の結果については、里帰り中で、母子に出会えなかった方が多く、聞き取りの中では、身近に手伝ってくれる人や相談できる人がいないと話される家庭が多い。訪問後、すこやか相談所に情報共有を含め繋いだ件数は年間57件であった。

7 放課後児童健全育成事業

保護者の就労の増大や核家族化により、留守家庭児童が増加しており、その児童の健全育成を図るため、市内37か所、民営33か所（うち1か所は休所中）において放課後児童健全育成事業を実施している。

児童クラブ数・児童数推移 (各4月1日現在)

年 度	クラブ数	児童数（人）
令和 2年度	37（25）	3,368（681）
令和 3年度	37（27）	3,047（846）
令和 4年度	37（29）	3,178（958）
令和 5年度	37（33）	3,418（1,070）
令和 6年度	37（37）	3,689（1,172）

*（ ）は、民間児童クラブの数と児童数

公立児童クラブ別児童数 (人)

小松	35	木戸	51	和邇	96	小野	29
伊香立	40	真野	89	真野北	41	堅田	114
仰木	12	仰木の里	69	仰木の里東	115	雄琴	33
日吉台	25	坂本	148	下阪本	216	唐崎	162
志賀	141	山中比叡平	43	藤尾	61	長等	87
逢坂	127	中央	97	平野	161	膳所	174
富士見	142	晴嵐	177	石山	87	南郷	106
大石	25	田上	63	上田上	26	青山	172
瀬田	114	第2瀬田	60	瀬田南	167	瀬田東	177
瀬田北	207						
計							3,689

8 家庭児童相談事業

家庭における児童の福祉向上のため、子どもや子育て、家庭に関する相談業務を行っている。また、子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の問題に対して、関係機関とも連携しながら未然防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる

虐待相談件数（実件数）

年 度	件 数	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
R 3	1, 278	488	391	21	378
R 4	1, 019	346	347	9	317
R 5	979	311	356	7	305

（※ 件数は、それぞれの年度の相談件数の合計である。）

9 児童館

児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童の健全育成を図る児童館を市内 7 箇所に設置している。対象は、0 歳～18 歳未満の児童であり、「心身ともに健やかな子どもの育成」、「子育て支援活動」、「地域に根ざした活動の推進」を活動の主要な柱として、児童厚生員を中心に、地域の中で児童を健全に育成していく拠点となって活発に利用されている。

令和5年度児童館利用者人数

児童館名	小野	伊香立	堅田	坂本	皇子が丘	膳所	田上
令和5年度 (延べ人数)	7,448 人	4,745 人	12,656 人	6,381 人	6,135 人	5,284 人	3,965 人

10 赤ちゃんの駅事業

社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的に、平成23年10月10日より「赤ちゃんの駅」事業を実施した。子育て家庭の外出を支援するため、乳幼児とその家族が外出中のオムツ替えや授乳で気軽に立ち寄ることができる保育園や幼稚園、児童クラブをはじめ、スーパーマーケット、ドラッグストアなどの商業施設や店舗を「赤ちゃんの駅」として登録している。

「赤ちゃんの駅」登録施設件数 209箇所 （令和6年3月末現在）



1 1 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童を養育する父母等に児童手当・特例給付を支給している。令和6年10月分からは、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として位置付けられ、所得制限の撤廃や高校生年代までの支給期間の延長など抜本的拡充が行われる予定である。公務員は所属庁から支給される。

●支給対象世帯・児童数

(令和6年2月末現在)

対象世帯	児 童 数
23,573 件	38,986 人

	令和6年9月分まで	令和6年10月分以降
支給対象	15歳到達後の最初の年度末まで	18歳到達後の最初の年度末まで
手当額	・3歳未満 一律：15,000円 ・3歳～小学校修了まで - 第1子、第2子：10,000円 - 第3子以降：15,000円 ・中学生 一律：10,000円 ・特例給付 一律：5,000円 (第3子：18歳到達後最初の3月31日までの児童から数える)	・3歳未満 - 第1子、第2子：15,000円 - 第3子以降：30,000円 ・3歳～高校生年代 - 第1子、第2子：10,000円 - 第3子以降：30,000円 (第3子：22歳年度末までの子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする)
所得制限	あり ※所得上限限度額以上は、支給なし	なし
支払期月	3回(2月・6月・10月)	6回(偶数月)

1 2 出産・子育て応援給付事業(事業開始 令和5年2月20日)

妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」に合わせて、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児等の負担軽減を図る「経済的支援」として、「出産応援給付」「子育て応援給付」を支給している。

支給額：①出産応援給付(妊娠届出時)：妊婦1人あたり5万円

②子育て応援給付(出生届出後)：新生児1人あたり5万円

【令和5年度実績】	支給件数(人)	支給金額(円)
出産応援給付	2,721	136,050,000
子育て応援給付	2,527	126,350,000

13 母子・父子及び寡婦の福祉

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、母子・父子家庭及び寡婦の福祉の推進を図るための援護対策を推進するとともに、父子家庭についても福祉の増進に努めている。

（令和6年4月1日現在）

世帯数	母子家庭 3, 201	父子家庭 198
-----	-------------	----------

（1）児童扶養手当（昭和37年1月1日実施）

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）に基づき、父母の離婚等により父・母と生計をともにしていない児童の母・父または母・父にかわってその児童を養育している方、あるいは父・母が身体などに重度の障害がある児童の母・父に対して支給される（「児童」とは18歳到達の年度末まで、または20歳未満で心身におおむね中度以上の障害のある児童をいう）。ただし、公的年金を受けられるときなどは支給に制限があり、公的年金の額（障害基礎年金の場合は子の加算部分のみ）が手当額を超える場合は支給されない。また、前年の所得が一定額以上の場合は、支給の制限がある。

（令和6年4月1日現在）

児童扶養手当受給世帯	2, 032
------------	--------

●支給額	全部支給	45,500円
	一部支給	45,490～10,740円
	2人目	10,750～5,380円
	3人目～	6,450円～3,230円

なお、令和6年11月分からは、所得限度額の引き上げ、多子加算の拡充（3人目以降の加算を2人目と同額に引き上げ）が行われる予定。

（2）交通災害等遺児年金（事業開始 昭和44年4月）

交通事故、労働災害、その他の災害により親または養育者をなくした義務教育修了前の児童を養育している者に支給。この事業は、交通遺児等のために寄付された寄付金を財源として充当している。

（令和6年3月末現在）

支給額	児童1人につき 月額 3,000円
支給月	9月、3月にそれぞれの月分までの6ヶ月分を支給
支給対象者	12人

（3）自立支援教育訓練給付金事業（事業開始 平成15年12月1日）

母子家庭の母及び父子家庭の父（児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方）の就労のため、主体的な能力開発の取り組みを支援し、もって母子家庭の自立の促進を図る。就職に有利な資格を取得できると認められた講座を受講し修了された場合、入学金及び受講料の60%（20万円を上限、ただし専門実践教育訓練給付の場合は40万円を上限／12千円を超えない場合は支給なし）を支給する。

令和5年度支給実績	8件	646,863円
-----------	----	----------

(4) 高等職業訓練促進給付金事業（事業開始 平成16年4月1日）

就職に結びつきやすい資格（看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等）を取得するために、半年以上養成機関でカリキュラムを受講する母子家庭の母及び父子家庭の父（児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方）に、通学期間のうち一定期間（上限4年間）の生活資金として訓練促進費を支給する。

月額100,000円（市民税課税世帯は70,500円）

最終学年時は月額40,000円増額

令和5年度実績	支給件数	17件
	支給延月数	159月
	総支給額	18,547,000円

(5) 母子・父子家庭及び寡婦のための貸付制度

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条及び第31条の6並びに第32条に定める制度で、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童等に対し経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けしている。

「修学資金、就学支度資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金（技能習得、医療又は介護を受ける場合等）、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金」の12資金。

令和5年度（予定）	66件	41,384,800円
-----------	-----	-------------

(6) 寡婦福祉住宅

独居寡婦の援護対策として寡婦福祉住宅を設置、入居者が自立生活を営んでいる。

本丸町 やすらぎ苑 7戸（入居者1世帯）

1.4 母子生活支援施設

母子生活支援施設「母と子の家しらゆり」は、母子家庭の母と子を保護するとともに、母子が一日も早く自立できるように生活と子育てを支援することを目的に設置している。平成23年4月からは社会福祉法人湘南学園が指定管理者として管理運営を行なっている。

母子室 定員 15世帯（2DK）入居者 10世帯 29名
（令和6年4月1日現在）

大津市民憲章

わたくしたち大津市民は

- 一、郷土を愛し琵琶湖の美しさをいかしましょう。
- 一、豊かな文化財をまもりましょう。
- 一、時代にふさわしい風習をそだてましょう。
- 一、健康で明るい生活につとめましょう。
- 一、あたたかい気持ちで旅の人をむかえましょう。